

みどりの食料システム戦略推進事業費補助金（みどりの事業活動を支える体制整備（環境負荷低減事業活動））

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸 ○畜産 ○その他

2 事業概要

みどりの食料システム法に基づき特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けた農林漁業者等が行う環境負荷低減事業活動に必要な機械・施設の導入を支援します。

3 利用対象者

農林漁業者、農林漁業者の組織する団体等

4 支援内容

(1) 支援対象者：

次のいずれかに該当すること

- ・特定環境負荷低減事業活動実施計画（特定計画）の認定を受けた農業者
- ・特定環境負荷低減事業活動実施計画（特定計画）で関連措置実施者に位置づけられた事業者
- ・環境負荷低減事業活動実施計画（みどり計画）の認定を受けた大規模有機農業者

(2) 対象経費：

特定計画・みどり計画の実施に必要な施設（※）の整備や機械の導入に必要な経費

※対象となる施設の例：

- 有機物処理・利用施設（堆肥生産施設、堆肥ペレット化装置 等）
- 地域エネルギー等供給施設（木質チップ・ペレット製造施設、木質バイオマスボイラー 等）

(3) 補助率：

1／2以内（補助上限：（施設）1,000万円、（機械）200万円）

5 募集期間

(1) 募集期間：随時、相談を受け付けます。
（農林水産部農業技術環境課に御相談ください。）

(2) 申請書類（様式）の入手先：農林水産部農業技術環境課

(3) 申込み先：農林水産部農業技術環境課

6 問合せ先

(1) 機関名・課名：農林水産部農業技術環境課

(2) 担当（係）名：環境保全型農業担当

(3) 電話番号：023-630-3419

強い農業づくり総合支援交付金（土地利用型作物）

1 対象品目・分野 ○水田・畑作

2 事業概要

国庫補助金（強い農業づくり総合支援交付金）を活用して農産物の産地形成に必要な共同利用施設の整備を支援します。

3 利用対象者

農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体、農業協同組合、土地改良区、地方公共団体等

4 支援内容

(1) 主な補助要件：

- 受益農業従事者（農業の常時従事者（原則150日以上））が5名以上
- 農産局長等が定める成果目標の基準を満たしていること
- 農産局長等が定める面積要件等を満たしていること
- 原則として、総事業費が5,000万円以上であること
- 一定割合の受益者による環境負荷低減等に取り組むこと
- 実質化された人・農地プランを策定していること又は地域計画を策定していること
- 当該施設等の整備によるすべての効果によりすべての費用を償うことが見込まれること

(2) 対象経費：共同利用施設の整備（原則、事業費5,000万円以上）

(3) 補助率：1／2以内

※受益者が1経営体に限定される取組み（協業経営体を除く）は補助率3／10以内

(4) 事業費上限：

乾燥調製施設 計画処理量1トンにつき56万3千円

穀類乾燥調製貯蔵施設 米にあつては計画処理量1トンにつき62万5千円 等

5 募集期間

(1) 募集期間（予定）：随時、相談を受け付けます。

（最寄りの市町村、各総合支庁農業振興課に御相談ください。）

(2) 申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村、各総合支庁農業振興課

(3) 申込み先：最寄りの市町村

6 問合せ先

(1) 機関名・課名： 農林水産部県産米戦略推進課

(2) 担当（係）名： 米政策推進担当

(3) 電話番号： 023-630-2304

土地利用型作物産地生産基盤パワーアップ事業費補助金（整備事業）

1 対象品目・分野 ○水田・畑作

2 事業概要

地域の営農戦略として定めた「産地パワーアップ計画」に基づき、計画の実現に必要な穀類乾燥調製施設等の共同利用施設の整備を支援します。

3 利用対象者

農業を営む個人、農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体、農業協同組合等

4 支援内容

(1) 主な補助要件：

以下のいずれかの成果目標を設定し、目標の実現が見込まれること

- 生産コストの10%以上の削減
- 販売額の10%以上の増加
- 契約販売の割合の10%以上増加かつ契約販売の割合50%以上
- 輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加
- 労働生産性の10%以上の向上
- 農業支援サービス事業体の利用割合の10%以上の増加かつ農業支援サービス事業体の利用割合50%以上 等

(2) 対象経費：穀類乾燥調製施設等の共同利用施設の整備

(3) 補助率：

- ・ 水稻 乾燥調製施設 1 / 3 以内（大豆、中山間地等は 1 / 2 以内）
- 乾燥調製貯蔵施設 1 / 2 以内

(4) 事業費上限：

- 乾燥調製施設 計画処理量 1 トンにつき 56 万 3 千円
- 穀類乾燥調製貯蔵施設 米にあつては計画処理量 1 トンにつき 62 万 5 千円 等

5 募集期間

- (1) 募集期間（予定）：随時相談を受け付けます。
(最寄りの市町村、各総合支庁農業振興課に御相談ください。)
- (2) 申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村、各総合支庁農業振興課
- (3) 申込み先：最寄りの市町村

6 問合せ先

- (1) 機関名・課名：農林水産部県産米戦略推進課
- (2) 担当（係）名：米政策推進担当
- (3) 電話番号：023-630-2304

新基本計画実装・農業構造転換支援事業費補助金（土地利用型作物）

1 対象品目・分野 ○水田・畑作

2 事業概要

国庫補助金（新基本計画実装・農業構造転換支援事業）を活用して地域農業を支える老朽化した共同利用施設の再編整備・合理化を支援します。

3 利用対象者

農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体、農業協同組合、土地改良区、地方公共団体等

4 支援内容

(1) 主な補助要件：

- 受益農業従事者（農業の常時従事者（原則150日以上））が5名以上
- 農産局長等が定める成果目標の基準を満たしていること
- 農産局長等が定める面積要件等を満たしていること
- 原則として、総事業費が5,000万円以上であること
- 再編集約・合理化計画を策定していること
- 修繕・更新に係る積立計画を策定していること
- 再編集約・合理化前後で、施設数が減少する又は同数となること

(2) 対象経費：共同利用施設の整備、撤去（原則、事業費5,000万円以上）

(3) 補助率：1／2以内

（受益面積300ha以上かつ事業費10億円以上の取組みは2／3以内 等）

(4) 事業費上限：

乾燥調製施設 計画処理量1トンにつき56万3千円

穀類乾燥調製貯蔵施設 米にあっては計画処理量1トンにつき62万5千円 等

5 募集期間

(1) 募集期間（予定）：随時、相談を受け付けます。

（最寄りの市町村、各総合支庁農業振興課に御相談ください。）

(2) 申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村、各総合支庁農業振興課

(3) 申込み先：最寄りの市町村

6 問合せ先

(1) 機関名・課名： 農林水産部県産米戦略推進課

(2) 担当（係）名： 米政策推進担当

(3) 電話番号： 023-630-2304

園芸新基本計画実装・農業構造転換支援事業費補助金

1 対象品目・分野 ○園芸

2 事業概要

国庫補助金（新基本計画実装・農業構造転換支援事業）を活用して地域農業を支える老朽化した共同利用施設の再編整備・合理化を支援します。

3 利用対象者

農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体、農業協同組合、土地改良区、地方公共団体等

4 支援内容

(1) 主な補助要件：

- 受益農業従事者（農業の常時従事者（原則150日以上））が5名以上
- 農産局長等が定める成果目標の基準を満たしていること
- 農産局長等が定める面積要件等を満たしていること
- 原則として、総事業費が5,000万円以上であること
- 再編集約・合理化計画を策定していること
- 修繕・更新に係る積立計画を策定していること
- 再編集約・合理化前後で、施設数が減少する又は同数となること

(2) 対象経費：共同利用施設の整備（原則、事業費5,000万円以上）

(3) 補助率：1／2以内

5 募集期間

(1) 募集期間（予定）：随時、相談を受け付けます。

（最寄りの市町村、各総合支庁農業振興課に御相談ください。）

(2) 申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村、各総合支庁農業振興課

(3) 申込み先：最寄りの市町村

6 問合せ先

(1) 機関名・課名：農林水産部園芸大国推進課

(2) 担当（係）名：園芸団地推進担当

(3) 電話番号：023-630-2319